

沿岸広域振興局長告示第60号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成30年7月3日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
区画道路6-12号線	38.34	6.0	平成30年6月14日
区画道路6-13号線	14.26	6.0	〃
区画道路6-14号線	128.17	6.0	〃
区画道路6-17号線	92.49	6.0	〃
区画道路6-18号線	87.27	6.0	〃
区画道路6-19号線	101.43	6.0	〃
区画道路6-20号線	107.36	6.0	〃
区画道路6-21号線	55.63	6.0	〃
区画道路6-31号線	44.18	6.0	〃
区画道路4-5号線	53.15	4.0	〃
区画道路4-7号線	47.62	4.0	〃
区画道路4-10号線	48.01	4.0	〃
特殊道路4-12号線	93.60	4.0	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場に備えておいて縦覧に供する。